

令和4年 第2回(5月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和4年第2回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 5月16日(月曜日)

会 期 1日間

閉 会 5月16日(月曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
5	16	月	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> ・採決 閉 会

令和4年第2回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和4年5月16日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 8番 , 9番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第9号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第6, 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
[篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について]
- 第7, 議案第23号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第24号 令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
22	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について]	総務建設 常任委員会
23	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	総務建設 常任委員会
24	令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会

令和4年 第2回(5月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

令和4年 第2回 臨時会 会議録

招集日時 令和4年5月16日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
		総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	栗 原 俊 孝	ま ち づ くり 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	水 伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では今長谷教育長が全国教育長会に出席のため欠席しております。

ただいまから令和4年第2回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程はタブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、8番、村瀬敬太郎議員、9番、今長谷武和議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします、本臨時会の会期は本日5月16日の1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第22号から議案第24号までの3議案でございます。

それでは、議案第22号から議案第24号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日は、令和4年第2回篠栗町議会臨時会の招集をいたしましたところ、議員各位におかれまして御多忙の中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。

本臨時会に提案しております、議案第22号から議案第24号までの3議案について説明をいたします。

議案第22号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例等の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項

の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、土地に係る固定資産税のうち、商業地に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、負担を調整する特別措置のほかに、住宅借入金等特別税控除の期限の延長及び控除限度額の見直し等であります。

議案第23号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和3年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、民間の支給状況等を踏まえ一般職の期末手当について0.15月分を引き下げるとともに、特別職及び議員の期末手当について、それぞれ0.1月分を引き下げるものであります。

議案第24号は、「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,157万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ107億245万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金のうち新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を4,975万3,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,000万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を676万7,000円。町債のうち緊急自然災害防止対策事業債300万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものにつきましては、衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして4回目個別接種事業委託料、クーポン券作成委託料などに5,652万円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、林業振興費といたしまして御田原線林道改良工事に300万円、商工費におきましては商工総務費といたしましてプレミアム付商品券補助金1,000万円、災害復旧費におきましては林道施設災害復旧費といたしまして御田原線林道災害復旧工事に150万円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債につきましては緊急自然災害防止対策事業に300万円を追加するものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りします。

議案第22号及び議案第23号につきましては、議案付託表のとおり総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

議案第24号の補正予算につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については申合せにより、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番、古屋宏治議員です。

それでは、この後引き続き総務建設常任委員会を行います。その後に、予算特別委員会を行いますので、文教厚生常任委員会の委員の皆さんは、全員協議会室で待機してください。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午前10時09分

再開 午前11時08分

○議長（阿部 寛治） 皆さんおそろいですので、本会議を再開いたします。

日程に従い採決を行います。

日程第5、第1回定例会で継続審査議案であった議案第9号「字の区域の変更及び町名の区域の設定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第9号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」

令和4年第1回定例会において、文教厚生常任委員会に付託され継続審査といたしました、第9号議案「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」御報告いたします。

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求められたものです。

内容は、「大字津波黒」、「大字田中」、「大字和田」、「大字高田」の一部区域を廃止し、新たに「津波黒一丁目」から「津波黒四丁目」までの町（丁目）の区域を設定するものです。

しかし、本議案は、住居表示に関する法律第5条の2第5項の規定に基づく告示に対し、令和4年1月25日、区域内に住所を有する107名の方から変更の請求書の提出がありました。

告示された変更請求の内容は、住居表示町名アンケート調査実施方法の住民説明が不十分であり、新町名を強く望んでいる住民がいることから変更の請求をするもので、4つの理由が記されております。

一つ目は、検討委員会のメンバーは当該地区の住民代表のみで構成されているため、安易に区名の存続を希望するなどの弊害が生じることから、町全体の名称の検討については町内の有識者を含めた検討委員会がスムーズに決定できると思われる。今回は、津波黒区と明治区が同じ町名の津波黒を望む声が多く、検討委員会では、多数決で決定しており、アンケートの内容が無視されている。

二つ目、現田中の住民が「津波黒」に変更になると土地価格が変わるという声も出ているということ。

三つ目、アンケート結果にあったように「津波黒」は黒い津波を連想するのでマイナスイメージが多いこと。

四つ目、アンケート結果では北をイメージする名称を希望する回答が多い、という以上四つの請求理由でありました。

3月14日、当委員会において、執行部より町名案を決定するまでの経過について説明を受けました。

町名案の当初計画では、令和3年6月頃に、住居表示実施予定区域の行政区において「住居表示に関する説明会」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年度は説明会を実施せずに、住居表示に関する資料の全戸配布を行い、あわせて新町名に関するアンケート調査を行うこととし、その

旨と今後の流れを該当区域の行政区長へ説明し、令和3年5月に了承を得ているとのことでした。

アンケート調査については、令和3年6月21日から6月25日までに全戸配布により実施し、回答結果は1,056枚配布して196枚を回収、回収率は18.56%で、アンケート結果は町名案ごとの集計で、最も多かったのは「津波黒」の85件、以下「篠栗北」29件、「北」20件、「北勢門」14件でありました。

また、アンケート調査と並行して、津波黒区、明治区、田中区からそれぞれ3名の委員を選出し、令和3年7月29日と9月28日に、令和3年度名称等検討委員会を開催したとのことをございます。

会議の中で、津波黒区の委員からは、「津波黒」という名前を残したい。

田中区の委員からは、「津波黒」という名前には抵抗感があるので新しい名前にしてほしい。

明治区の委員からは、住所はもともと「大字津波黒」であったので「津波黒」という名称には抵抗感はないなどの意見があったとのことでした。

このように、意見が複数見られる中で、地元を持ち帰って協議することはコロナ禍であることから難しいとの意見があり、事務局から2回目のアンケート調査の実施を提案しましたが、必要はないとの結論に至ったとのことでした。

そして、アンケート結果で最も多かった、「津波黒」以外で「篠栗北」「北」「北勢門」について検討しましたが、「篠栗北」「北」については中央から見た北は、ベンタナヒルズ区や池の端区になること、「北勢門」については小学校区として範囲が広がり過ぎるとの意見が出たとのことでした。

ほかに候補となるような名称が出てこなかったため、委員から多数決の提案があり、多数決をとった結果、篠栗町名称等検討委員会設置要領第5条第3項の規定により、出席委員の3分の2以上の賛成で、新町名案を「津波黒」とすることに決定したとのことでした。

名称等検討委員会において決定した内容をもとに、令和3年11月25日開催の篠栗町住居表示審議会へ諮問し、「原案のとおり決定することが適当」との答申を経て、「字の区域及びその名称の変更案」と決定の経過説明でありました。

追加の説明として、当該区域内においては明治区をはじめとした場所を特定することが難しい地番が数多く存在しており、消防署や警察署からわかりづらいとの指摘を受けており、執行部としては早期に住居表示を実施したい地域と位置づけているとのことでありました。

当該議案の審査に当たっては、住居表示に関する法律第5条の2第2項に基づいて名称案の変更の請求が提出されたことにより、同項第6条の2第6項の規定により公聴会を開催する必要がある、会期内に審査を終了することが出来ないと判断されるため継続審査といたしました。

その後、令和4年3月23日に議長名で公聴会の開催についての公示を行いました。

公聴会開催の周知、公述人の募集のため、町議会ホームページに掲載し、当該住居表示実施区域内に住所や事業所などを有する方に対し、各行政区長を通じてチラシ、公述人申出書の全戸配布を行いました。

4月12日の締切日までに、反対者1名、賛成者2名の計3名から公述人の申出があり、4月14日に当委員会を開催し、公述人を決定するための抽選を行い、反対者1名、賛成者1名が決定いたしました。

4月26日の当委員会において公聴会を開催し、反対者1名、賛成者1名の計2名による意見陳述が行われました。

まず、反対の立場の意見陳述の要旨は次のとおりであります。

今回のアンケート実施地域の大多数を津波黒が占めており、新しい町名を「津波黒」にするという意見が多いことはしようがないと思うが、「津波黒」「田中」「明治」といった現地名を回答した数が、241件中94件で39%であることから、それ以外の約60%が新町名を望んでいるのではないかと思い反対することが1点目。

次に、町名は変更するが、行政区は変更にならないという条件により、住居表示を実施しているが、仮に「津波黒」という町名になったときに、行政区は「田中」になれば、混乱を招きかねないということがアンケートの意見にあり、今後、篠栗町外から転入される方に見れば全くわからないことになるため、今回の町名変更現地名を使用するのは難しいと思い反対することが2点目。

最後に、津波黒という名称は由緒があり残したいという意見もあると思うが、アンケート結果では、「東日本大震災というところでの黒い津波を連想する」「『津波黒』を平仮名の表記にして津波を連想しないようにする」といった意見があり、今後、篠栗町外から人を招き入れるときにイメージとしてあまり良くなく、今後東日本大震災は日本の歴史において語り継がれていくものであり、篠栗町の活性化を考えると新しい名前にしたほうが良いと思い反対するとの以上3点が意見陳述の要旨となります。

一方、賛成の立場の意見陳述の要旨は、次のとおりでございます。

篠栗町住居表示実施基準要綱の第3の2、「町の名称」の1の規定によれば、町の名称を定めるときは、なるべく従来の町名に準拠し由緒ある親しみ深いものとの記載があり、1709年の貝原益軒の「筑前国続風土記」の中や、戦前の勢門小学校の旧校歌にも、津波黒の地名が見受けられ、津波黒区は1704年に創立され、1872年に津波黒村の寺社として定められた御霊神社が存在し、町名を津波黒にするべきと思ひ賛成することが1点目。

次に、アンケート結果においても、第1位が「津波黒」の35.3%、第2位が「篠栗北」の12%と、圧倒的に津波黒という町名が多くあり、反対の意見陳述にもあった「津波黒」の35%以外に、65%が違う町名が書いてあるという意見もあるが、このアンケートの目的は、当該地域の住民の方が、既存の町名と新町名を希望しているのかをとらえるものではなく、どういう町名を希望しているのかをとらえることが、調査の信頼性や妥当性を高めていくものと思ひ賛成することが2点目。

次に、アンケート結果を踏まえて篠栗町名称等検討委員会で検討し、その結果、多数決をとり、3分の2以上の賛成で「津波黒」と決定し、そして、その結果を踏まえ、篠栗町住居表示審議会へ諮問し「原案のとおり決定することが適当」との答申を経ていることは、尊重すべき事柄と思ひ賛成することが3点目。

次に、明治区内の津波黒221番地では広範囲にわたり枝番がバラバラになって地番が多く存在しており、救急車や消防車が非常に場所を特定しづらい状況であり、人の生命財産に関わることで、早急に住居表示を実施すべきであると思ひ、賛成することが4点目。

最後に、変更の請求を提出することはしようがないと思うが、その理由について納得のいかないとのことであり、まずは、町名が「津波黒」に変更になると、土地の価格が変わるということに関しては、土地価格は場所やそのときの社会状況によって変わるもので、「津波黒」という名前が変わるものではないと思うこと。

また、「津波黒」が黒い津波を連想するので、マイナスイメージとしてとらえることもあるかと思うが、池田善朗氏が書かれた「筑前故地名ばなし」の記載には、小高い丘のところの名前を指す“ツバクム”という名前が、“ツバクラ”、“ツバクロ”と言葉で伝承してきた地名であるということが1説であると書かれており、一概に黒い津波というとらえ方をすべきではない、とのことで、以上5つの項目により賛成するとの陳述があり、縮めの言葉として、公文書である変更の請求の理由に津波黒のマイナスイメージの二つを挙げてくることで、津波黒に住んである方が非常

にショックを受け憤慨しているとのことでした。

以上が、意見陳述の要旨となります。

反対、賛成の立場の公述人の意見陳述の後、委員からの質疑を行い、反対の立場の公述人に対し、委員より、意見陳述の中で述べた、津波黒という町名を平仮名表記にして、津波を連想させない形での名称では賛成するのかという質疑がありました。

反対の立場の公述人の回答では、アンケートの意見の中に、「津波黒」が平仮名表示のほうがいいのではないかと、との記載を述べただけで、反対というところは変わりませんとのことでありました。

以上が、公聴会での意見陳述及び質疑の内容となります。

公聴会終了後、公述人の意見を聞いた上で、執行部に対して質疑を行いました。

まず委員より今回の住居表示実施区域に、田中区が一部入っていることについて、この区域割りを次年度に動かし、行政区ごとの区割りにするべきではないかとの質疑がありました。執行部より、町全体で住居表示実施区域を設定しているため、動かすことは出来ないとの説明がありました。

次に、委員より執行部から提供された会議録を確認したところ、感情論になっているような状況に見受けられるがどうだったのか、との質疑がありました。執行部より、議事録に記載のとおり、かなり感情論になった状態となり、委員の中で早期の採決を行うこととなった、との説明がありました。

次に、検討委員での話し合いをもう一度することは出来なかったのか、との質疑がありました。執行部より、事務局からの提案で再度アンケートを実施した上で、協議の打診をしたが、委員会において必要ないとの結論に至った、との説明がありました。

次に、委員より実施したアンケートの位置づけについては、委員会における審査の参考資料であるのか、との質疑がありました。執行部より、アンケートをとることは住居表示を実施する上で必須ではなく、委員会での審議の参考資料の位置づけである、との説明がありました。

次に、委員より、アンケートの実施は担当課長の判断で行うのか、との質疑がありました。執行部より、担当課長から、対象地域の区長にアンケートを実施する旨の打診を行い、了解を得た上で実施した、との説明がありました。

次に、委員より、最終的には名称等検討委員会に委ねる形で進めたのか、との質疑がありました。執行部より、住んでいる方が納得するよう最終的には各区より選

出された名称等検討委員に委ねる形で進めた、との説明がありました。

次に、委員より、検討委員会のメンバーについては、住居表示対象区域に、対象区域に住んでいる方から選出するのか、との質疑がありました。執行部より、検討委員の選出については、区長に依頼し、関係行政区内の住民から委員を派遣してもらう形で、住居表示対象区域内に住んでいない場合でも選出はできる、との説明がありました。

次に、委員より今回の名称案の決定においては、検討委員会の要綱に基づいた多数決により名称案が決定し、審議会においてその案を諮った上で決定したことであるが、多数決により決した場合の少数意見の調整を執行部において諮ることは出来ないのか、との質疑がありました。執行部より、懸案事項として改善を図っていきたい、との説明がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

討論終了後、当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います、質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 12番、荒牧でございます。

委員長、審査の過程において、そもそも論というのは出なかったんですかね。私ども、最初に聞いたときは、旧町名をそのまま使うと、どうしても大きなところが勝ってしまうので、それはまずいということで、旧町名は使わない、そして、カタカナは使わないという表現を、私ども聞いているんですが、もしそれが通っていたら、今回のことにならないでしょうし、今回ここで賛成だ反対だの前に、町としては、由緒ある津波黒という町名は、津波黒区で残せばいいわけですし、庄は庄区で残せばいいわけで、あくまでもこの町名変更というのは、郵便物や緊急車両に対するわかりやすい、またもしくは町外からおいでの方がわかりやすいということでやっているんで、私はもう、中央とか、イリノキダイとか、カワラマチとか、旧の町名を使わないっていう最初の方針に戻してもらって、やっていただかないとこれから後も、大きな区にちっちゃなところがのまれてしまう、大のために小を殺すようなことをやっていいのかという、単純な疑問があるんで、その辺りの議論というのは交わされなかったんですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 住居表示実施法律のもとに篠栗町住居表示実施基準要綱というのが出来ておりますけれども、その項目の中に、町名は従来の町名に準拠しという言葉がありますが、それはあくまでも準拠して考えていきなさいということで、それが確定したことはありませんので、あとは、名称等検討等委員会で、その辺は、アンケートを参考に検討委員会で決定されるということだと思います。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 委員会で、なされてないんで、越権だったらもう止めていただいて結構ですが、今のはやはり執行部にどんなふうにお考えなのかちょっとお尋ねしたいと、でないこれから後も同じことが起こると思うんですよね。

そこはやっぱりはっきりしといていただいて、同じ事でやるぞってなると、大のために、小の、意見が正しいか正しくないかという問題じゃなくて、小が押されてしまうというような形は、僕はつくるべきじゃないと思うんですが。

もしお尋ねいただけるなら、ちょっとこの場でお答えいただきたいと思うんですが、私は再三申し上げますように、旧町名を使うとどうしても大が勝ってしまうんで、最初の執行部からの説明のとき、執行部はされてないって話ですが、僕も含めて何人かの議員は、旧町名は使わない、カタカナは使わない、その方針でいくって聞いてましたんで、その辺りをもう一度しっかり説明していただきたいと思うんですが。

○議長（阿部 寛治） 執行部に対して質疑ですが、このことについては、もう全体的にきちっと考え合わせないかんということと、当然今、荒牧議員がご心配のように町を決めていくときに、まだ先がありますよね。

そのことについてはもう、委員会の中でも、そういうことも少しあったようですので、今後、町名をつけるときには、もう少し検討する余地があるんじゃないかというふうに、私は傍聴して思っておりました。

ここで聞いたとしても、まだ調整しなくてはならないでしょうから、今日は委員会報告をしているわけですね。それをもってとどめたいと、それは荒牧議員がおっしゃっていることについては、当然執行部側も聞いておりますから、今後そのことについては考え合わせて、もう一度、議員がいるところで、こういうことを気をつけてやっていきたいと思うということを報告してもらいたいと、そういう議長要望

で終わらせたいと思いますがいかがですか。

○議員（荒牧 泰範） はい。

○議長（阿部 寛治） 次に、討論を行います、討論ありませんか。

はい、荒牧議員。

反対討論です。

○議員（荒牧 泰範） 12番、荒牧でございます。

今、委員長に質問させていただきましたとおり、私を含む何人かの議員は、旧町名は使わない、それをやってしまうとどうしても大きな行政区の名前が勝ってしまう。しかも、プラスの、当時は片仮名も使わないということの認識、なるほどだなと思っていました。今回のこの件がいいとか悪いとか、反対される方賛成される方の意見が云々というんじゃなくして、町としてはやっぱり、住民の方々が諍いを起こすような町名の決め方をしていくということ自体に問題があると思いますので、私は、この制度そのものを根本から考え直して、あくまでも旧町名を使わず、中央であったりカワラマチであったり、ノハラであったりという、あくまで、郵便物だ緊急車両だ、外からお見えになった方々が、わかりやすい住居表示にして、由緒ある昔から伝統ある区名は残していく、その二本立てで行っていただきたいと思いますので、今回の一つの件について云々じゃなくして、トータルで洗い直すべきという観点から反対をいたします。

○議長（阿部 寛治） 反対討論が出ました。

賛成討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

では討論ありませんね。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第22号、専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）、「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりますので委員長の報告を求めます。

はい、古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 2 2 号、専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、土地に係る固定資産税のうち、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和 4 年に限り負担を調整する特別措置や、住宅借入金と特別税額控除の適用期限の延長及び控除限度額の見直し等を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 2 2 号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 2 3 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 2 3 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和 3 年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置

を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、

1、一般職期末手当について、0.15月分引下げ、年間賞与4.45月分を4.3月分に改定するもの。

2、特別職期末手当について、0.1月分引下げ、年間賞与3.4月分を3.3月に改定するもの。

3、議員期末手当について、0.1月分引下げ、年間賞与3.3月分を、3.2月分に改定するものです。

この条例については公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第24号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算第1号について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第24号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算第1号について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,157万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ107億245万5,000円とするものであります。

主な歳出では、衛生費において、新型コロナワクチン接種事業費に伴う国保連合

会支払手数料、4回目以降接種に係るシステム変更使用料、4回目個別接種事業委託料、及びクーポン券作成委託料に5,544万円。

農林水産業費において、林業振興費に伴う御田原線林道改良工事に300万円。

商工費において、商工総務費に伴うプレミアム付商品券補助金に1,000万円。

災害復旧費において、林道施設災害復旧費に伴う御田原線林道災害復旧工事に150万円。

主な歳入では、国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金に4,975万3,000円。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1,000万円。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に676万7,000円。

林道災害復旧事業費補助金に300万円を補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、令和4年第2回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午後 11時 50分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

今長谷 武和

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎
